

特集

第三次・担い手3法 —みんなで考える持続可能な建設業—

The third set of three laws for workers
-sustainable construction industry for everyone-

特集担当主査：大前慶恵
特集担当副査：阿部聰

特集企画担当：堀田昌英、井上亮、大蔵崇、工藤正智、萩原健介、本合弘樹、増田貴之、丸山有弥、茂木哲一

建設業の担い手
不足は当たり前？

近年、どの業界でも耳
にする「担い手不足」。
これは建設業にとつても
喫緊の課題として度々取
り上げられる。

本来、建設業というの

は安心・安全な国民生活

や社会経済を支える、極めて重要な
役割を担っている職業だ。それにも
関わらず建設業の就業人口が減少の
一途をたどっているのは、3Kのイ
メージが定着している建設業が若手
世代にとって魅力的ではなくなつて
きていることが大きな要因である。

持続可能な建設業を目指し て—技能者の視点から

政府はこうした状況の中で、公共
工事の品質確保と担い手の育成・確
保を目的として、2014年に品確
法・建設業法・入契法を一体改正し、
「担い手3法」を制定した。その後、
相次ぐ災害に対する対応力の強化や
働き方改革の推進、ICT技術を利
用した生産性の向上など、時代の流

れとともに生じる新たな課題や喫緊
の課題を解決すべく、2019年・
2024年に改正が行われている。
担い手3法の内容は多岐にわたる
が、本特集では「持続可能な建設業
の実現」に着目したい。担い手3法
は、全ての建設労働者に対してより
良い労働環境と待遇を提供すること
で、建設業全体の持続可能性を高め
ることを目指している。特に202
4年の改正（第三次・担い手3法）で
は、賃金引き上げや資材高騰に伴う
労務費へのしわ寄せ防止、労働時間
の適正化など労働者の待遇改善と、
従来の取引慣行・ルールからの大き
な転換を図っている。土木学会誌で
も、働き方改革や人材育成、教育方
法など、建設業の将来・担い手確保

ABSTRACT

The construction industry is currently facing a shortage of workers. The negative image of the construction industry has taken hold, and this is probably the main reason for the shortage of workers. In order to improve the environment for workers, "the three laws for leading workers" was revised in 2024, but how much improvement can be expected?

In this special issue, we interview people who are deeply involved in the issue of the shortage of bearers, asking them about the current state of the working environment and their efforts to improve it. We hope that the real voices of those on the frontlines will encourage readers to rethink the "sustainable construction industry".

に着目した特集が定期的に組まれて

いるが、技術者に関する記事が多く、技能者に関する記事は少ない。^(注1)そこで、本特集では「技能者」にフォーカスしたいと思う。

感じられることが働き続けるために大事である。建設業に関わる全ての

特集の構成

かけとなることを目指した

い手3法による効果と課題」について理解を深めるため、座談会を開催し、建設業の現状やこれからのは在り方などを率直に語つていただいた。

うしたら良いのか？ 建設産業の構
造はこのままで良いのか。

第三次・扱い手3法による賃金引き上げや休日確保など待遇・労働環境

建設業という仕事に「やりがい」を
境の改善はもちろん必要であるが、

本特集では、持続可能な建設業について、さまざまな視点・立場から考えた記事を集め、建設業の新しい姿、あるべき姿を改めて考えるきっかけ

一つ目は、「技能者不足の現状や担構成した。

いる方は今の建設業界をどう思つて
いるのか、これからの建設業に何を

求めているのか、リアルな声を感じながら読んでいただきたい。

ために行われている取り組み」を紹介した。外国人労働者や女性技能者

的な人材活用、技能者のキャリア・パ

ス、クレーンと働きやすさの関係な

ど、前向きな取り組みが紹介されており、これからの担い手確保のヒント

トになるのではないだろうか。

可能な建設業について考える一助にする問題ではないが、本特集が持続

なれば幸いである。

（注1）技術者と技能者との区別について非常に難しく、特に近年ではその境があいまいであるが、本特集では『施工の具体的な作業に従事する』方を技能者としている。

図1 相い手3法の変遷

